







ください。

- 1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
- 2. 昭和56年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
- 3. 条例などによって、昭和56年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
- 4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
- 5. その他(耐震性の表示の内容、申請はどうか、検討を要すると思われる)

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800字程度以内でお書きください)